



ひまわり

# ハ ン ズ 通 信

編集発行

TOUGH SHOP 広島  
代理店 株式会社ハンズ

〒730-0051  
広島市中区大手町3丁目7-2  
TEL. 082(544)6311  
FAX. 082(544)6312

7月

(文月) JULY

23日・海の日 24日・スポーツの日

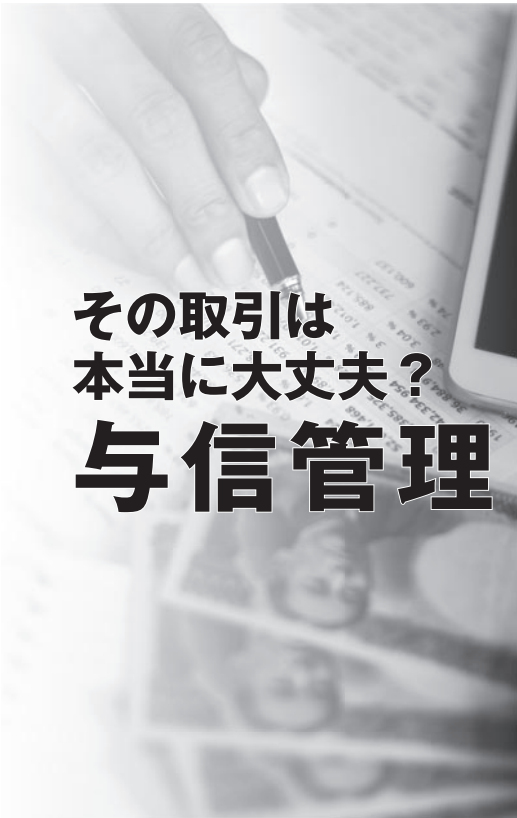
日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

## ワンポイント 少額減価償却資産の特例の延長

中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を導入した場合に合計 300 万円を限度に全額損金算入できる特例について、令和 2 年度税制改正では、設備投資を促進するため適用期限が 2 年延長されました。一方、連結納税適用事業者と従業員 500 人超の法人は適用対象から除かれています。

## 7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付  
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日



# その取引は 本当に大丈夫？ 与信管理

## I 与信管理はなぜ必要か？

皆様の会社では、与信管理をきっちり行っておられるでしょうか。利益や売上拡大路線ばかりに目がとらわれて、そのあたりを疎かにしていると大変なことになるります。

与信管理とは簡単に言えば「この会社と取引しても大丈夫かどうか？」ということに加え、「この会社とはどの程度の規模まで取引額を増やしても大丈夫（いわゆる焦げ付かない）」

か？」という判断を取引先ごとに設定し、定期的に見直すことをいいます。

まずは、なぜ与信管理が必要とされるのかその理由を確認しておきましょう。

### 1 本当の意味の「利益を守る」

帳簿上はいったん売上や利益を計上できたとしても、取引先が破綻するなどの理由で、商品の売上代金が回収できないこと

になれば、結果として本当の意味で企業は利益を生み出していません。与信管理をきっちり行わないと、いったん帳簿上に利益を計上しても、将来的には本当の利益を損なう可能性があります。

日本では、一般的に、企業が商品やサービス等を提供する際、手付金や前受金等として先に現金を受け取りません。取引先を信用し商品やサービスを先に提供したうえで売掛金として処理します。

そして締め日と支払日をお互いで決めて支払ってもらおう習慣となつています。

しかし、確実に代金を支払ってもらえる保証はなく、また手形取引もあり、資金化に非常に時間がかかったりすることもありません。そして、もし回収できない場合や手形が不渡りになった場合には、結果的に大きな損失を計上することになります。利益の損失を回避するために与信管理は、必要不可欠なものなのです。

## 2 資金繰りの計画が狂う

企業では、毎月の売掛金の入金予定から仕入や給与など経費の支払予定を計画しているかと思えます。与信管理ができておらず、取引先からの売掛金の入金が遅延し回収できなくなれば、自社の資金繰りに狂いが生じ、支払予定の仕入代金や給与等の支払いができなくなります。不足した資金は金融機関や経営者の個人資産などから調達する必要性が生じたり、支払いを遅らせる必要性が生じます。

もし、金額があまりにも大きい場合には連鎖倒産をしてしまう可能性すらあります。

## 3 信用度の低下

与信管理をしていないことで、取引先企業の管理ができなない企業とみなされ、逆に自社の対外的な信用度が低下し、信用が落ちてしまいます。信用がなくなると、逆に自社の与信限度額が減つてしまい、必要な仕入が思ったようにできなくなったり、金融機関からの借入可能額などが減つてしまう可能性もあ

ります。

優良な企業として成長をし続けるためには、与信管理をしつ

## II 与信管理の手順

与信管理を行うには以下の手順で行います。

### ステップ1

#### 〈取引先への信用調査〉

まずは取引先について集められるだけの情報を集め、信用できる取引先であるかを調査します。例えば、取引先を訪ねた際に、社内の状況や取引担当者、経営者がどんな感じであったかを確認しながら財務諸表などを入力し、基本中の基本ですが、登記簿謄本などで実在する会社かどうか、役員の構成なども含めて内容を確認することも重要です。集めた情報を分析して取引先の信用力を評価し、取引するのにふさわしいかどうかを評価します。評価には、一般的には以下の分析を用います。

#### (1) 定量分析

貸借対照表や損益計算書といった財務諸表から数値の分析をする。

かりと行い、信用のおける企業との継続的な取引を行える体制を築いていくことが大切です。

#### (2) 定性分析

経営者の資質や得意分野など数値では表せない特徴を分析する。

#### (3) 商流分析

商売形態、決済条件、仕入先や販売先の先にあるエンドユーザーなどの商売全体の流れを分析する。

自社で行うのが第一ですが、効率も優先したい場合は、依頼費用はかかりますが企業の情報が集められるサービスや信用調査会社を活用しましょう。調査にかかる膨大な時間が削減可能です。

調査会社に依頼すると、客観的な判断をしてもらえるので調査漏れなども防止できます。代表的な信用調査会社としては、「東京商工リサーチ」、「帝国データバンク」、「リスクモンスター」などがあります。

### ステップ2

#### 〈取引の可否判断〉

ステップ1の分析をもとに、取引先が信用できる会社かどうか取引をしてもよいかを判断していきます。取引先の現状の支払能力や将来性といった項目等に重点を置き判断を行っていく必要性があります。自社の基準を設け、ルール化しておくといでしょう。

倒産した場合のリスク等も考慮し、支払日などの取引条件を設定し、取引が可能であれば基本契約書を作成します。

### ステップ3

#### 〈与信限度額の設定〉

与信限度額とは取引先ごとに、取引金額または売掛金の上限金額を設定することです。リスクが過剰にならないように設定します。取引期間についても設定を行いましよう。

基本的には営業部門から与信限度額、取引条件を申請し、社内権限規程に基づき決裁者により取引可否を含めた決裁を行います。

与信枠の設定方法は一般的に下記の二通りがあります。

(1) 自社の財務状況から純資産や売掛債権残高を基に設定する方法

(2) 取引先の財務状況を確認し、純資産や仕入債権残高を基に設定する方法

与信限度額の設定は取引の開始時のみではなく、定期的に見直しをすることが大切です。

### ステップ4

#### 〈締め日や月末時点の売上債権残高と与信限度額の比較〉

定期的な売上債権残高と与信限度額の比較を必ず行いましょう。比較する際の基準として、

①売掛債権の入金が遅れていないか、②取引金額の増額がなされていないか、③同業他社への支払いなどで遅延が生じたり、信用力が低下していないか。

売上債権残高と与信限度額の比較を定期的に行った上で、定期的には必ず適正な与信枠の見直しを実施します。取引が大きい先では決算情報も常に更新していくことが大切です。財務状況の悪化や、決済や取引の条件が守られているかなどを常にチェックしましょう。

# 配偶者居住権を 理解するQ&A



民法改正により、配偶者居住権が令和二年四月一日以降の相続から適用されています。

相続制度に大きな影響を与える制度ですので、以下ポイントをQ&A方式で整理してみます。

**Q1** 配偶者居住権はなぜ創設されたのですか？

**A** 一つは、夫婦の一方が死亡したときに、残された配偶者が住み慣れた住居で生活を続けられるようにするためです。

二つ目の理由としては、老後の生活資金を確保するためです。遺産の分け方は、被相続人の配偶者と子が相続人の場合、自由に決められますが、合意できなかつた場合には、法定相続分で遺産を分けることになりま

すが、配偶者が自宅を相続する場合、金融資産の相続が乏しくなり、今後の生活に支障がでる恐れがあるため、居住権を低く評価する仕組みが作られました。

**Q2** 配偶者居住権はどのような制度ですか？

**A** 今回創設された配偶者居住権には、次の二つがあります。

**(1) 配偶者短期居住権**

従来は、相続が発生した場合に遺言等が残されていないければ、遺産分割が完了するまでは、不動産等のすべての相続財産は相続人全員の共有でした。今回の改正により、まずは「配偶者短期居住権」が適用されま

す。これは、被相続人の所有していた建物に無償で居住していた配偶者が、遺産分割完了までの間（最低六カ月間）引き続きその建物を無償使用できる権利です。

**(2) 配偶者の終身等の居住権**

配偶者以外の相続人が相続により配偶者の居住していた建物取得した場合に、配偶者に終身又は一定期間、その建物の使用を認める「配偶者居住権」も創設され、登記も可能です。

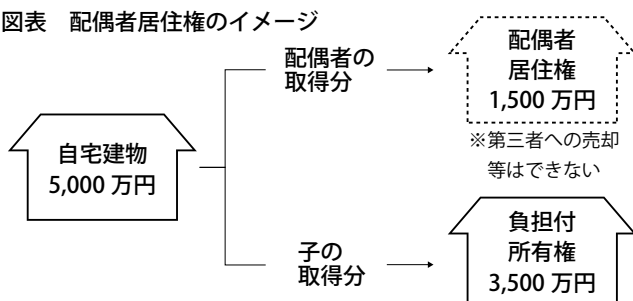
建物についての権利を、配偶者居住権と負担付所有権に分けることにより、それぞれの権利の価値が低くなります。

そして、配偶者が配偶者居住権のみを取得することで、相続財産に占める居住用財産の割合が抑えられ、預貯金等の財産を受け取りやすくなり、老後の生活の安定に役立ちます（**図表参照**）。

**Q3** 配偶者居住権は登記した方が良いですか？

**A** たとえ、遺産分割協議書で配偶者居住権を相続することが決まっていますが、新しい

図表 配偶者居住権のイメージ



（注）相続時における実際の評価については、建物の耐用年数・築年数・配偶者の年齢等により算定します。この図の金額はあくまでもイメージです。

所有者が第三者に売却してしまうと対抗できませんので、配偶者居住権の登記は必ず、早めにするべきです。

なお、配偶者居住権の登記に係る登録免許税は、建物の固定資産税評価額の一〇〇〇分の二です。



**Q 4** 配偶者居住権はどのように取得するのですか？

**A** 被相続人の遺言書にその内容が書かれるか、遺産分割協議で決める必要があります。配偶者が亡くなったからといって、生存している配偶者に自動的に配偶者居住権が与えられるわけではありません。

**Q 5** 配偶者居住権はどのよう(価)に計算(相続税評価)しますか？

**A** 下の算式で計算されます。

〈算式〉

居住建物の時価－居住建物の時価×

$$\frac{\text{耐用年数} - \text{経過年数} - \text{存続年数}}{\text{耐用年数} - \text{経過年数}} \times \text{存続年数に応じた法定利率による複利現価率}$$

**Q 6** 配偶者居住権が存続税の取扱いについてはどのようなになりますか？

**A** 建物の固定資産税については、建物の所有者が納税義務者とされているため、配偶者居住権が設定されている場合であっても、所有者がこれを納税しなければなりません。配偶者は、建物の

通常必要を負担することとされているので、建物の所有者は、固定資産税を納付した場合には、その分を配偶者に対して請求することができます。

**Q 7** 令和二年度税制改正では、配偶者居住権に關して、何か手当てされていますか？

**A** 配偶者居住権は、建物の所有者との合意や放棄により消滅等する場合があり、配偶者がその対価を受け取る場合、譲渡所得として課税されます。その際に控除する取得費は、配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等についてその被相続人に係る居住建物等の取得費に一定の割合を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権設定の日から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とされました。

**Q 8** 今年三月に配偶者居住権の評価に係る通達(改正)が公表されたようですが、どのような内容ですか？

**A** おおよそ、次のような事が明記されています。

① Q5の算式における「経過年数」は配偶者居住権の設定時までの年数をいいますが、増改築がされている場合であっても、増改築部分を区別することなく、新築時からの経過年数によることとされています。

② Q5の算式における「法定利率」について、配偶者居住権が設定された時における民法第四〇四条の規定に基づく利率をいい、算式中の「存続年数」の元となる「配偶者の平均余命」を決める際に必要な「完全生命表」(厚生労働省が五年ごとに作成)は、配偶者居住権が設定された時の属する年の一月一日現在において公表されている最新のものによることとされています。

◇ 国税庁は、「配偶者居住権等の評価明細書」の様式や記載例を公表しており、ここには参考として平均余命や複利現価表(法定利率3%)などが記載されています。

# 今年4月改正

## 賃金を請求できる期間等の延長

令和二年四月一日より労働基準法が改正され、賃金を請求できる期間（消滅時効期間）が延長されました。

これまで二年とされていた賃金請求権の消滅時効期間は、五年（当分の間は三年。注①）となります。今回は賃金請求権の消滅時効期間の延長のほか、賃金台帳などの記録の保存期間および付加金（注②）の請求期間の延長についても併せてお伝えいたします。

注① 消滅時効期間は五年となりましたが、経過措置として当分の間は三年とされます（記録の保存、付加金の請求期間も同様に三年）。なお、当記事においては当分の間適用される「三年」を延長後の期間として表示します。

② 付加金は、労働者の請求により裁判所が事業主に対して未払賃金等に加えて支払を命じることができるとする金員です。

### 一 改正の背景

民法の一部を改正する法律により、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止（改正後は、契約に基づく債権の消滅時効期間は原則五年）されること等を踏まえ、労働基準法における賃金請求権の消滅時効期間等は五年に延長されることとなりました。

ただし、直ちに長期間の消滅時効期間を定めることは、労使の関係を不安定化すること、労使があり、紛争の早期解決・未然防止という賃金請求権の消滅時効が果たす役割への影響等も踏まえて慎重に検討する必要があるため、当分の間の経過措置として三年とされました。

書類の保存期間および付加金の請求期間もこれに合わせ、当分の間は三年とされました。

### 二 賃金請求権

労働基準法上の「賃金」には、

毎月支払われる賃金のほか、非常時に支払われるものや労働者を休業させるときに支払うものなども規定されています。以下のものが消滅時効期間延長（二年→三年）の対象となります。

また、今回の改正においては時効の起算日を明確化するため、「賃金の請求権はこれを行使することができる時から」と起算日についても規定されました（同法一一五条）。ただし、取り扱いは従来と同様で賃金支払においては支払期日が起算点であることを示しています。

なお、退職手当の消滅時効は改正による変更はなく、従来通り五年とされています。

① 金品の返還（同法二三条）  
従業員死亡、または退職した場合に、従業員（または遺族）から請求があった場合は、七日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金、その他金品を返還しなければなりません。

これらのうち、「賃金」についての消滅時効は三年とされました。「賃金」以外は従来通り二年です。各種請求権の時効のうち、延長の対象とならないものは後述します。

② 賃金の支払（同法二四条）  
賃金とは、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいい、次の五原則が定められています。

a 通貨で、

b 全額（法令規定の所得税や社会保険料は控除可。労使協定を結ぶことで、法令以外の控除もできる場合あり）を、

c 毎月一回以上、

d 一定期日に、

e 直接支払う

前述のとおり、賃金の支払日（dの一定期日）を起算点として消滅時効の期間を適用します。

③ 非常時支払（同法二五条）  
労働者が出産、疾病、災害など非常の場合の費用に充てるために請求する場合、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならないとされています。

④ 休業手当（同法二六条）  
使用者の責に帰すべき事由による休業（例えば、店舗の改装による休業、工場の生産調整による休業など）の場合、使用者は休業期間中の労働者に平均賃

金の六割以上を支払わなければなりません。

⑤ 出来高抑制の保障給（同法二七条）

労働の成果や出来高に応じて給与を決める場合に、出来高が少ない時も労働時間に応じた一定額の賃金を保障するものです。

⑥ 時間外・休日労働等に対する割増賃金（同法三七条）

⑦ 年次有給休暇中の賃金（同法三九条）

⑧ 未成年者の賃金（同法五九条）

### 三 記録の保存

労働基準法では、次の帳簿や書類等の保存期間を定めています。記録の保存期間は、これまでの三年から五年に延長されましたが、当分の間は従来と同じく三年が適用されます。

① 労働者名簿

保存期間の起算日は、労働者の死亡、退職又は解雇の日です。

② 賃金台帳

保存期間の起算日は、最後の記入をした日です。ただし、賃金台帳に記録をした賃金の支払日が、記録をした日より遅い場

合は、支払期日が記録の保存期間の起算日とされました。例えば、六月に支払う賃金について六月二十日に賃金台帳に記録し、その賃金を六月二十五日に支払うときは、六月二十五日を起算日として三年間保存します。

③ 雇入れに関する書類

例えば、雇入れ決定関係書類、契約書、労働条件通知書、履歴書、身元引受書等が該当します。保存期間の起算日は、労働者の退職又は死亡の日です。

④ 解雇に関する書類

例えば、解雇決定関係書類、解雇予告除外認定関係書類、予告手当または退職手当の領収書等が該当します。保存期間の起算日は、雇入れ書類と同様に、労働者の退職又は死亡の日です。

⑤ 災害補償に関する書類

例えば、診断書、補償の支払、領収関係書類等が該当します。保存期間の起算日は、災害補償を終えた日です。

⑥ 賃金に関する書類

例えば、賃金決定関係書類等が該当します。保存期間の起算日は記録完了の日ですが、②賃

金台帳と同様に、記録完了日より支払期日が遅いときは、支払期日が起算日になります。

⑦ その他労働関係に関する重要な書類

例えば、出勤簿、タイムカード等の記録、労使協定の協定書、各種許可書など労働時間の記録に関する書類（使用者自ら始業・終業時間を記録したもの、残業命令書、労働者が労働時間を記録した報告書等）、退職関係書類、休職・出向関係書類、裁量労働制の記録、年次有給休暇管理簿などが該当します。記録の保存期間の起算日は、その記録の完了日等ですが、賃金に関するもの（例えば、タイムカード等）については記録完了と賃金支払日のうち遅い方が保存期間の起算日になります。

### 四 付加金

割増賃金の不払いなど労働基準法上の違反があった場合に、付加金を請求できる期間が三年（従来は二年）となります。

付加金制度の対象は、次の規定に係る違反があったときです。

① 解雇予告手当（同法二〇条）

② 休業手当（同法二六条）

③ 割増賃金（同法三七条）

④ 年次有給休暇中の賃金（同法三九条）

新しい請求期間は、違反時期が施行日（令和二年四月一日）以降であるときに適用されます。したがって、前記①から④の手当等の支払いが就業規則等で定められた日に支払われなかったことが施行日前に生じたものときは、改正後の請求期間（三年）は適用されず、従来の請求期間（二年）が適用されます。

### 五 延長されないもの

今般の改正による消滅時効期間の変更が行われていないものは以下のとおりです。

① 災害補償の請求権（二年）  
療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料、分割補償が該当します。

② その他の請求権（二年）  
帰郷旅費、退職時の証明、金品の返還（「賃金」を除く。賃金の消滅時効は改正により三年）、年次有給休暇請求権が該当します。

③ 退職手当（五年）

## クレド (Credo)

「クレド」とは、ラテン語で「信条」、「志」、「信じる」などを意味する言葉で、カトリック教会におけるミサの式文の一つである「信仰宣言」を指す言葉でもあります(信仰宣言は「私は信じる(＝クレド)」から始まるため)。

これが現代のビジネス社会においては、「企業経営において経営者や従業員が意思決定や行動の拠り所にする基本方針(簡潔かつ具体的な表現を用いる点、作成や改訂に従業員が関与できる点、実務に直結する点などが、経営理念や社訓などと異なる)」(三省堂 大辞林 第三版より)という意味で広く知られています。上記説明文の通り、企業理念や社訓と似てはいますがより具体的な内容を持ち、折々に経営者及び従業員がとるべき行動の指針とするために確認できるものです。

さらには改訂が求められる時には経営者

のみならず従業員も主体的に策定に関わることになり、より一層職務への誇りを高めるものともなります。

クレドは1943年、アメリカのジョンソン・エンド・ジョンソンで初めて作られました。顧客、社員、地域社会、そして株主という4つの利害関係者に対する責任を具体的に明示したもので、1982年に同社製品への毒物混入事件が起きた際、同社はこのクレドに沿って迅速で的確な行動をとり、危機を乗り切ったそうです。このことからクレドに基づく経営効果が認められるようになり、その後多くの会社がクレドを取り入れたそうです。

クレドはその社内だけで共有するのみならず、ホームページ上に掲載されており、誰でも閲覧することができます。クレドのビジネス活用で特に有名なのは先ほどのジョンソン・エンド・ジョンソンとホテル経営のザ・リッツ・カールトンで、しばしば様々な媒体で紹介されています。

## タックスヘイブン

「タックスヘイブン」のことを『タックスヘブン (tax heaven＝税金天国)』と誤解している人が多いですが、正しくはタックス(TAX)「税金」のヘイブン(haven)「避難所」、租税回避地という意味で、外国資本及び外貨獲得の為に、意図的に税金を優遇(無税または極めて低い税率)して、企業や富裕層の資産を誘致している国や地域のことを一般的に指します。

タックスヘイブンとされている国は、モナコ公国やサンマリノ共和国が有名です。他ではカリブ海地域のバミューダ諸島、バハマ、バージン諸島、ケイマン諸島、中近東ではドバイ(アラブ首長国連邦)やバーレーンなども、タックスヘイブン政策を行っています。アジア地域の香港やマカオ、シンガポールなども、税率が極めて低いため、事実上タックスヘイブンにあたります。

日本も優良企業や富裕層の流出を防ぐために、対応して欲しいものです。

## レジ袋有料化

近年プラスチックごみ削減の必要性が叫ばれる中、二〇二〇年七月一日、プラスチック製レジ袋有料の義務化がいよいよスタートしました。かねてから、小売業各社では独自の取り組みとしてレジ袋有料化やプラスチック製ストロー使用の削減などが進められてきましたが、経済産業省・環境省発表の先行事例によると、発表された四社の有

料化実施後のレジ袋辞退率が、一番低いところでも七七%となっています。一度で使い捨てられる「ワンウェイ」のプラスチック製品については、今や世界的な問題となっています。今回の義務化は、プラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者が対象であり、消費者もまた意識の変わりが求められています。